



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年7月19日金曜日 第2488号

◇ 目 次 ◇ 規 則

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則..... (保健福祉課) ... 541

告 示

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 542

解除予定保安林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 542

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る揭示 (3件)..... (") ... 542

基本測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 543

道路の区域変更 (県道今治波方港線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 543

介護員養成研修事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課) ... 543

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (中予地方局環境保全課) ... 543

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (") ... 548

土地改良区役員の就退任の届出..... (中予地方局農村整備第一課) ... 549

建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 550

開発行為に関する工事の完了 (2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 550

土地改良事業の計画の変更の認可..... (南予地方局農村整備課) ... 551

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 551

道路の供用開始 (県道長浜中村線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 551

道路の供用開始 (県道長浜保内線)..... (") ... 551

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 551

雑 報

裁決手続開始の決定の公告..... (収用委員会事務局) ... 552

規 則

○愛媛県規則第41号

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則

(生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 生活保護法施行細則(昭和56年愛媛県規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第40号(その2)(表)中「70」を「60」に、「0.7」を「0.6」に改める。

(中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部改正)

第2条 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則(平成20年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第26号(その2)(表)中「70」を「60」に、「0.7」を「0.6」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第40号(その2)及び第2条の規定による改正後の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第26号(その2)の規定は、平成25年5月1日以降の施術に係る請求分について適用し、同日前の施術に係る請求分については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の生活保護法施行細則様式第40号(その2)及び第2条の規定による改正前の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第26号(その2)の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

○愛媛県告示第839号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成25年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成31年8月14日	愛媛県第1271号	炭酸カルシウム肥料	ダイヤ粉状苦土炭酸石灰1号	アルカリ分53.0 可溶性苦土15.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	株式会社研農高知県高知市萩町1丁目9番48号

○愛媛県告示第840号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 解除予定保安林の所在場所
大洲市肱川町山鳥坂247の8、253の5から253の7まで、254の5から254の7まで、255、258の3
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第841号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成25年5月愛媛県告示第665号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松野町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡松野町大字豊岡4777	北宇和郡松野町大字豊岡320番地 関 本 福 治	森林所有者

- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第842号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成25年5月愛媛県告示第667号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町大字小倉1696	北宇和郡広見町大字小倉1022番地 田 中 弘 志	森林所有者
北宇和郡鬼北町大字小倉1704	北宇和郡吉田町大字裡町19番地1 武 内 利 子	〃
北宇和郡鬼北町大字小倉1761の1、1761の2、1764の1、1764の2	東宇和郡宇和町大字坂戸165番地 清 水 一	〃
北宇和郡鬼北町大字小倉1761の1	東宇和郡宇和町大字坂戸3番耕地 末 光 一 良	〃
北宇和郡鬼北町大字小倉1764の1、1764の2	東宇和郡宇和町大字坂戸878番地 末 光 一 良	〃

- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第843号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（平成25年5月愛媛県告示第668号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を鬼北町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成25年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は

は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
北宇和郡鬼北町大字日向谷1888	北宇和郡日吉村大字日向谷68番戸 武内 正 茂	森林所有者
北宇和郡鬼北町大字日向谷1888	北宇和郡日吉村大字日向谷甲262番地2 山内 傳	〃
北宇和郡鬼北町大字日向谷1905、1907	北宇和郡広見町大字小松乙80番地1 中平 義 美	〃

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第844号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 基本測量（オルソ作成）
当該区域の現地画像基準点測量を実施し、空中写真から標高データ及びオルソ画像を作成する。
- 作業期間 平成25年 8月12日から
平成26年 3月31日まで
- 作業地域 宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町

○愛媛県告示第845号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	今治波方港線	今治市拜志甲740番5から 同市拜志776番1まで	旧	メートル 10.6～23.5	キロメートル 0.460	
			新	14.5～34.0	0.460	

○愛媛県告示第846号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成25年 7月19日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会	松山市一番町一丁目14番地の10	介護職員初任者研修に関する課程	平成25年 7月9日

○愛媛県告示第847号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 7月19日

愛媛県中予保健所長

竹之内 直 人

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

東レ株式会社

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

代表取締役社長 日覺 昭廣

2 工場の名称及び所在地

東レ株式会社愛媛工場

伊予郡松前町大字筒井1515番地

3 特定施設に関する事項

(1) 紡糸機No.3

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第21号 イ湿式紡糸施設
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり10.5トン処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	平成26年10月31日
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	平成27年 2月 1日
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間

特定施設の使用の季節的変動の概要		な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 229,000 最大 229,000	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 3	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,700 最大 1,700	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 88.1 最大 138.5	

(2) 表面処理装置No.4

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第21号 口未精錬繊維の薬液処理施設		
特定施設の能力	1日当たり3.4トン処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成27年1月31日		
使用開始の予定年月日	平成27年3月31日		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.8~8.0 最大 1.2~10.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 20.0	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 3.0	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.10 最大 0.10	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 283 最大 432	

(3) R-2 溶媒回収設備

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第21号 八原料回収施設		
特定施設の能力	1日当たり211.2トン脱水処理 1日当たり84.0トン精製処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成26年8月31日		
使用開始の予定年月日	平成26年9月15日		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 37.0 最大 65.0	
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23	
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 49.0 最大 70.0	
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00	
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 374 最大 430	

(4) R-2 原料回収設備

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第21号 八原料回収施設		
特定施設の能力	1日当たり193.2トン処理		
工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成26年8月31日		
使用開始の予定年月日	平成26年9月15日		
特定施設の使用時間間隔	連 続		
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間		
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し		
特定施設から排出される	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 300,000 最大 300,000
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 3 最大 3
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 10.0 最大 10.0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 191 最大 191

(5) C A 製膜機水洗施設

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第46号 イ水洗施設	
特 定 施 設 の 能 力	1日当たり21.6立方メートル処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し(生産品種によって稼働)	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 3 最大 3
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 720 最大 720
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0 最大 0
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0 最大 0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0 最大 0
	1,4-ジ オキサン (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5,500 最大 5,500
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 21.6 最大 21.6

(6) 西地区凝集ろ過装置(常用2基+予備2基)

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第64の2号 口ろ過施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり80立方メートル処理×2基	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	平成26年2月28日	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	平成26年3月1日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 6.0-7.0 最大 6.0-7.0
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10.0 最大 10.0
	浮遊物質 量(単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1,500 最大 2,000
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 5.0 最大 20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 234 最大 468

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 西地区回収留出液排水処理施設 . 1

設 置 年 月 日	平成18年9月15日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理、生物処理及び物理処理
処 理 施 設 の 型 式	
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製及び鉄骨+ALC製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 22.3メートル 横 15.7メートル 高さ 8.75メートル
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり351立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	浸漬型平膜分離活性汚泥方式+活性炭吸着方式
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し

処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 37.0 最大 65.0	通常 20.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23	通常 18 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 49.0 最大 60.0	通常 49.0 最大 49.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00	通常 3.20 最大 5.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 293 最大 351	通常 293 最大 351	

(2) 西地区回収留出液排水処理施設 . 2

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成26年5月30日		
使用開始の予定年月日	平成27年1月10日		
処理施設の種 類	化学処理、生物処理及び物理処理		
処理施設の型 式			
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製及び鉄骨 + A L C 製		
処理施設の主要寸法	縦 23.6メートル 横 15.4メートル 高さ 8.75メートル		
処理施設の能力	1日当たり430立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	浸漬型平膜分離活性汚泥方式 + 活性炭吸着方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 37.0 最大 65.0	通常 20.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23	通常 18 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 49.0 最大 60.0	通常 49.0 最大 49.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00	通常 3.20 最大 5.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 234 最大 468	通常 234 最大 468	

	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 49.0 最大 70.0	通常 49.0 最大 49.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00	通常 3.20 最大 5.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 374 最大 430	通常 374 最大 430	

(3) 動力沈殿処理設備

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	平成26年2月28日		
使用開始の予定年月日	平成26年3月1日		
処理施設の種 類	物理処理		
処理施設の型 式			
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製		
処理施設の主要寸法	逆洗排水ピット 縦 10.6メートル 横 12.3メートル 高さ 2.65メートル 汚泥貯槽 縦 3.0メートル 横 3.1メートル 高さ 2.65メートル		
処理施設の能力	1日当たり468立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	沈降方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0~14 最大 0~14	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 10.0	通常 10.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500~2,000 最大 1,500~2,000	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 20.0	通常 5.0 最大 20.0
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.00 最大 3.00	通常 1.00 最大 3.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 234 最大 468	通常 234 最大 468	

(4) 西地区表面処理液排水処理設備 . 2

設 置 年 月 日	平成24年 7月 1日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式			
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート、PVC及びFRP製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 10.5メートル 横 9.0メートル 高さ 6.4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり1,200立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.8~8.0 最大 1.2~10.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 20.0	通常 3.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 5	通常 1 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 3.0	通常 2.4 最大 2.4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.10 最大 0.10	通常 0.10 最大 0.10
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)		通常 773 最大 922	通常 773 最大 922

(5) 東地区ASM処理施設

設 置 年 月 日	昭和51年 3月31日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理		
処 理 施 設 の 型 式			
処 理 施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 90メートル 横 100メートル 高さ 4メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり2,000立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性汚泥処理方式		

処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~9.0 最大 5.0~11.0	通常 6.0~8.5 最大 5.0~9.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 780 最大 840	通常 155 最大 165
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 80 最大 135	通常 63 最大 100
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 145 最大 620	通常 30.0 最大 125
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 15.0 最大 50.0	通常 5.00 最大 15.0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)		通常 1,879 最大 2,000	通常 1,879 最大 2,000

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.5 最大 15.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 21
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.8 最大 20.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.87 最大 3.00
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 (単位 立方メートル)		通常 102,872 最大 137,188

(2) 第2排水口

汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.1 最大 10.0

	浮遊物質 量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	1
		最大	5
	窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	5.0
		最大	20.0
	りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常	0.61
		最大	3.00
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常	25.680
		最大	31.261

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第848号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成25年 7月19日

愛媛県中予保健所長

竹之内 直 人

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
東レ株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
代表取締役社長 日覺 昭廣
- 工場の名称及び所在地
東レ株式会社愛媛工場
伊予郡松前町大字筒井1515番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第21号イ及びハ、並びに第33号イ
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の構造、特定施設の使用の方法、汚水等の処理の方法及び排水の汚染状態及び量の変更
- 特定施設に関する事項

(1) 紡糸機No.1

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	ジメチルスルホキシド：68.0立方メートル 水：182.4立方メートル アクリロニトリル他：2.0立方メートル	ジメチルスルホキシド：63.2立方メートル 水：192.1立方メートル アクリロニトリル他：0.6立方メートル
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 252.4 最大 252.4	通常 255.9 最大 255.9

(2) 紡糸機No.2

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	ジメチルスルホキシド：19.6立方メートル 水：26.4立方メートル アクリロニトリル他：0.8立方メートル	ジメチルスルホキシド：28.3立方メートル 水：67.0立方メートル アクリロニトリル他：0.3立方メートル
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 46.8 最大 73.0	通常 60.8 最大 95.6

(3) R-1 溶媒回収設備

	変 更 前	変 更 後
主 要 寸 法	第1脱水塔 直径 1.2メートル 高さ 8.5メートル 第2脱水塔 直径 1.7メートル 高さ 8.9メートル 第3脱水塔 直径 1.2/2.9メートル 高さ 19.2メートル DMSO精製塔 直径 2.1メートル 高さ 5.5メートル	第1脱水塔 直径 1.2メートル 高さ 8.5メートル 第2脱水塔 直径 1.7メートル 高さ 8.9メートル 第3脱水塔 直径 1.2/2.9メートル 高さ 19.2メートル DMSO精製塔 直径 2.1メートル 高さ 5.5メートル 潜熱回収塔 直径 1.3メートル 高さ 15.6メートル

(4) No.12系列重合缶

	変 更 前	変 更 後
原材料の種類及び1日当たりの使用量	ポリエチレンテレフタレート：16.5トン	ポリエチレンテレフタレート：16.5トン ほう酸：1.4キログラム

6 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 既設分

西地区表面処理液排水処理施設 . 2

	変 更 前		変 更 後	
	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 490 最大 490	通常 490 最大 490	通常 773 最大 922	通常 773 最大 922

東地区ASM処理施設

	変 更 前		変 更 後	
	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1,878 最大 2,000	通常 1,878 最大 2,000	通常 1,879 最大 2,000	通常 1,879 最大 2,000

(2) 新設分

西地区回収留出液排水処理施設 . 2

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成26年5月30日
使用開始の予定年月日	平成27年1月10日
処理施設の種 類	化学処理、生物処理及び物理処理

処理施設の型式			
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製及び鉄骨 + A L C 製		
処理施設の主要寸法	縦 23.6メートル 横 15.4メートル 高さ 8.75メートル		
処理施設の能力	1日当たり430立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	浸漬型平膜分離活性汚泥方式 + 活性炭吸着方式		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~11.0 最大 7.0~11.0	通常 6.0~8.7 最大 6.0~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 37.0 最大 65.0	通常 20.0 最大 20.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 23 最大 23	通常 18 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 49.0 最大 70.0	通常 49.0 最大 49.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.00 最大 5.00	通常 3.20 最大 5.00
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 374 最大 430	通常 374 最大 430	

動力沈殿処理設備

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成26年 2月28日
使用開始の予定年月日	平成26年 3月 1日
処理施設の種類	物理処理
処理施設の型式	
処理施設の構造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	逆洗排水ピット 縦 10.6メートル 横 12.3メートル 高さ 2.65メートル 汚泥貯槽 縦 3.0メートル 横 3.1メートル 高さ 2.65メートル
処理施設の能力	1日当たり468立方メートル処理
汚水等の処理の方式	沈降方式

処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 0~14 最大 0~14	通常 6.0~8.6 最大 6.0~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 10.0	通常 10.0 最大 10.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1,500~2,000 最大 1,500~2,000	通常 20 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 20.0	通常 5.0 最大 20.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.00 最大 3.00	通常 1.00 最大 3.00
	汚水等の1日当たりの量	通常 234 最大 468	通常 234 最大 468

7 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

	項 目	変 更 前	変 更 後
汚水等の汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.6 最大 15.0	通常 10.5 最大 15.0
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.7 最大 20.0	通常 5.8 最大 20.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 98,552 最大 130,449	通常 102,872 最大 137,188

(2) 第2排水口

	項 目	変 更 前	変 更 後
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 30,000 最大 38,000	通常 25,680 最大 31,261

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第849号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、北条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成25年 7月19日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 田 稔	松山市北条940番地
"	北 尾 幸 一	松山市北条1109番地 1
"	伊 田 憲 弘	松山市北条479番地 1
"	豊 田 英 一	松山市北条819番地
"	森 田 浩 敏	松山市北条362番地 8
"	森 田 務	松山市北条561番地 3
"	高 橋 次 雄	松山市北条516番地
"	北 尾 安 弘	松山市北条983番地
監 事	越 智 眞之助	松山市北条452番地 6
"	野 村 峯 雄	松山市北条512番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	北 尾 安 弘	松山市北条983番地
"	野 村 忠 利	松山市北条941番地 1
"	北 尾 幸 一	松山市北条1109番地 1
"	豊 田 英 一	松山市北条819番地
"	森 田 務	松山市北条561番地 3
"	伊 田 稔	松山市北条940番地
"	森 田 浩 敏	松山市北条362番地 8
監 事	越 智 眞之助	松山市北条452番地 6
"	野 村 峯 雄	松山市北条512番地 1

○愛媛県告示第850号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年 7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな った 事 実
(般 - 20) 第 14191 号	平成 21 年 1 月 27 日	(株) 清 友 建 設	山 本 守 厚	松 山 市 北 土 居 5 - 11 - 5	平成 25 年 6 月 3 日	建 築 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 20) 第 16382 号	平成 20 年 10 月 10 日	(有) イ マ ジ ニ ア	今 井 俊 彦	松 山 市 久 保 田 町 207 - 17	平成 25 年 6 月 5 日	建 具 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 22) 第 16808 号	平成 23 年 1 月 24 日	(株) S P S	佐 藤 知	松 山 市 姫 原 1 - 8 - 40	平成 25 年 6 月 7 日	土 木 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業 石 工 事 業、 鋼 構 造 物 工 事 業 ほ 装 工 事 業 し ゅ ん せ つ 工 事 業 水 道 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)
(般 - 22) 第 11971 号	平成 22 年 7 月 3 日	(株) エ ネ ル ギ ー シ ス テ ム	光 藤 成 一 郎	松 山 市 今 在 家 1 - 8 - 28	平成 25 年 6 月 17 日	消 防 施 設 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)
(般 - 20) 第 15439 号	平成 20 年 10 月 23 日	楠 工 業 所	稲 垣 利 弘	松 山 市 菟 川 1 - 1 - 29	平成 25 年 6 月 24 日	鋼 構 造 物 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 21) 第 16644 号	平成 22 年 3 月 1 日	(株) H a j i m e	戸 田 正 信	松 山 市 保 免 西 2 - 3 - 10	平成 25 年 6 月 27 日	土 木 工 事 業	建 設 業 の 廃 止
(般 - 23) 第 10291 号	平成 23 年 9 月 21 日	(株) 愛 媛 ミ ラ ー	藤 堂 義 博	松 山 市 津 吉 町 447 - 2	平成 25 年 6 月 28 日	電 気 工 事 業	建 設 業 の 廃 止 (一 部)

○愛媛県告示第851号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 7月19日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
25中局建（開）第19号 平成25年 7月 8日	東温市南方字経塚736番 1、736番 3	松山市東石井 6 丁目 6 番 44号 株式会社 リビング椿 代表取締役 大 西 克 教

○愛媛県告示第852号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年 7月19日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建(開)第20号 平成25年7月10日	東温市南方字弘川765番5	松山市来住町1189番地1 山本陽子

○愛媛県告示第853号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、西予市三瓶町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持

管理)の計画の変更を平成25年7月10日認可した。

平成25年7月19日

愛媛県南予地方局長 三好伊佐夫

○愛媛県告示第854号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成25年7月19日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-22)第13178号	平成22年6月16日	(有)石川建設	石川 良寛	南宇和郡愛南町柏1849	平成25年6月13日	建築工事業、大工工事業 管工事業、造園工事業	建設業の廃止(一部)
(般-21)第2851号	平成22年2月22日	大濱漁業(株)	濱田 憲志	南宇和郡愛南町中浦770	平成25年6月25日	とび・土工工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第855号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜中村線	大洲市長浜町下須戒甲1823番5から 同町下須戒甲1841番1まで	平成25年7月20日

○愛媛県告示第856号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年7月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	長浜保内線	大洲市長浜町下須戒甲1829番2から 同町下須戒甲1838番3まで	平成25年7月20日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年7月19日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 7月 2日	特定非営利活動法人 ラ・ファミリエ	石 井 榮 一	松山市室町74番地 2	この法人は、難病をもつ子供たち及びその家族を支援し、もって不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

雑 報

○裁決手続開始の決定の公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、平成25年 7月 9日次のとおり裁決手続開始の決定をしたので公告する。
平成25年 7月19日

愛媛県収用委員会
会長 市 川 武 志

- 1 起業者の名称
国土交通大臣
- 2 事業の種類
一般国道56号改築工事（宇和島道路・愛媛県宇和島市津島町近家及び同市津島町高田地内）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した不動産の表示等

不 動 産 （ 土 地 ） の 表 示 等							土 地 所 有 者 住 所 氏 名	所有権以外の 権 利 の 表 示		関 係 人 住 所 氏 名
所 在	地 番	地 目		面 積				受 付 年 月 日 受 付 番 号	種 類	
		公 簿	現 況	公 簿 (㎡)	実 測 (㎡)	収用しようとする 土地の実測(㎡)				
愛媛県宇 和島市津 島町近家	甲1611番20	用悪水路	用悪水路	70	69.44	25.60	別記のとおり			
	甲1611番21	用悪水路	用悪水路	16	16.54	6.06				

別記

(1)

持 分	住 所	氏 名
1 / 14	愛媛県宇和島市津島町岩松甲2517番地 5	辰 巳 亀

(2)

持 分	住 所	氏 名
1 / 14	愛媛県宇和島市津島町岩松甲2512番地15	酒 井 清

(3)

持 分	住 所	氏 名
1 / 14	愛媛県宇和島市津軽町近家甲1607番地208	伊 関 忠

(4) 登記名義人土居一秋（持分14分の1）法定相続人

持 分	住 所	氏 名
1 / 28	愛媛県松山市志津川町254番地の 3	土 居 サズ子
1 / 56	愛媛県宇和島市津島町近家甲1607番地10	土 居 弘 明
1 / 56	埼玉県川越市大字今福435番地10	土 居 義 且

(5) 登記名義人山本房吉（持分14分の1）法定相続人

持 分	住 所	氏 名
13 / 840	愛媛県東温市松瀬川甲533番地22	芝 田 絹 江
13 / 5040	愛媛県宇和島市京町 1 番37号	篠 崎 艶 子
13 / 5040	愛媛県宇和島市保手 3 丁目 1 番 3 号	二 宮 千 鶴 子
13 / 5040	大阪府大阪市城東区森之宮 2 丁目 4 番32 - 711号	山 村 英 嗣
13 / 5040	愛媛県宇和島市大浦甲221番地 4	山 村 恭 三
13 / 5040	広島県広島市西区観音新町 3 丁目 9 番14 - 105号	小 松 悦 子
13 / 5040	愛媛県松山市東石井 6 丁目 3 番26号	高 木 陽 子
13 / 840	愛媛県宇和島市丸之内 5 丁目 4 番21号	橋 本 恵 美 子
13 / 840	大阪府堺市中区菟葉170番地 フェルティ・メイツ泉ヶ丘式番館1404号	山 本 良 光
1 / 630	愛媛県喜多郡内子町大久喜甲183番地	益 田 増 一
1 / 1260	愛媛県西予市明浜町高山甲3457番地	濱 田 ヒナ子
1 / 1260	愛媛県西予市明浜町宮野浦甲274番地	益 田 長 一
1 / 6300	愛媛県宇和島市明倫町 5 丁目 4 番 3 号	益 田 正 一
1 / 2800	大阪府羽曳野市高鷲 7 丁目78番地の10	益 田 長 治
1 / 2800	大阪府大阪市大正区千鳥 3 丁目22番19号	岩 見 博 美
1 / 2800	大阪府三島郡島本町若山台 1 丁目 5 番 13 - 406号	益 田 善 一
1 / 2800	三重県名張市すずらん台東 2 番町228番地	中 田 澄 子
1 / 1890	大阪府大阪市平野区平野宮町 1 丁目 7 番 2 - 1014号	原 田 マチ子
1 / 1890	大阪府藤井寺市大井 5 丁目10番地 4 号	福 島 松 義
1 / 1890	大阪府泉南郡熊取町大久保南 4 丁目 4 番38号	福 島 一 行
1 / 630	東京都大田区萩中 1 丁目 2 番 5 号 明和ハイム 201	大 賀 千 鶴 子
1 / 1890	愛媛県宇和島市三浦西1709番地23	益 田 克 仁
1 / 1890	愛媛県東温市南方1321番地 2	益 田 建 司
1 / 1890	愛媛県宇和島市元結掛 2 丁目 5 番 3 号	伊 達 憲 子

(6) 登記名義人辰巳森三郎(持分14分の1)法定相続人

持 分	住 所	氏 名
1 / 98	大阪府大阪市平野区平野上町 2 丁目 5 番 7 号	笠 井 金 子
1 / 196	岡山県倉敷市真備町箭田6325番地	宇 渡 喜 久 弥

1 / 196	岡山県倉敷市真備町箭田6325番地	宇 渡 静 男
1 / 98	大阪府大阪市平野区平野東 2 丁目 8 番 7 号	岡 島 満 子
1 / 98	大阪府大阪市平野区平野東 2 丁目10番17号	古 本 キクミ
1 / 98	愛媛県宇和島市津島町近家甲1611番地16	辰 巳 サツキ
1 / 98	愛媛県宇和島市天神町 8 番 7 号	辰 巳 進
1 / 294	広島県呉市海岸 3 丁目10番20号	辰 己 洋
1 / 294	大阪府八尾市竹濑西 3 丁目200番地 サニークレスト平野ウイングス 2 - 1115号	内 田 陽 子
1 / 294	和歌山県岩出市西国分515番地の 2 (402号)	辰 己 直

(7) 登記名義人山田源吉 (持分14分の 1) 法定相続人

持 分	住 所	氏 名
1 / 189	滋賀県大津市坂本七丁目 7 番11号	山 田 源之助
1 / 189	滋賀県大津市坂本八丁目 4 番30号	山 田 恒 實
1 / 189	住所不明 ただし、戸籍の附票の住所 福岡県福岡市大字青木398番地	山 田 英 雄
1 / 567	滋賀県大津市萱野浦 9 番15号	岸 本 正 敏
1 / 1701	滋賀県大津市萱野浦 9 番15号	岸 本 恵梨香
1 / 1701	滋賀県大津市松陽 3 丁目 1 番 9 号	伊 藤 真由子
1 / 1701	愛知県名古屋市名東区社台三丁目51番地の 1 (ピアネーズ上社 1 棟301号)	岸 本 光 洋
2 / 567	大阪府堺市南区庭代台 4 丁 3 番16号	栄 谷 喜志子
2 / 567	広島県竹原市下野町3427番地 1	山 田 直 輝
1 / 756	滋賀県大津市坂本六丁目31番32号	山 本 叡一郎
1 / 756	滋賀県大津市坂本七丁目25番34号	山 本 敬 助
1 / 252	静岡県藤枝市藤岡 1 丁目 9 番 4 号	成 島 弘 実
1 / 252	静岡県焼津市一色446番地の 4	篠 原 恵
2 / 189	京都府京都市伏見区桃山町大島96番地 バデシオン桃山南110号	稲 澤 幸 代
1 / 630	大阪府泉南郡岬町深日3174番地の 5	川 崎 英 子
1 / 630	大阪府羽曳野市碓井 4 丁目 9 番 7 号	大 森 正 子
1 / 630	三重県名張市美旗町藤が丘69番地	川 崎 泰三郎
1 / 630	東京都江東区北砂 1 丁目 1 番 1 - 406号	川 崎 晃 敬
1 / 630	愛知県名古屋市天白区平針二丁目605番地 (近藤ハイツ607号)	神 田 かな代

1 / 126	埼玉県さいたま市北区日進町 1 丁目451番地 2 中根マンション407号	村 山 恭 一
1 / 378	香川県高松市鶴市町2049番地 2	村 山 麻 美
1 / 378	福岡県遠賀郡水巻町おかの台26番203号	中 尾 伸 一
1 / 378	愛知県北名古屋市六ツ師道毛66番地 リンピア牟都志401	中 尾 由 理

(8) 登記名義人前田熊吉(持分14分の1)法定相続人

持 分	住 所	氏 名
1 / 112	愛媛県宇和島市津島町岩松丁57番地 3	前 田 守
1 / 112	愛媛県宇和島市津島町岩松丁57番地 1	前 田 幸 一
1 / 224	愛媛県宇和島市津島町岩松丁60番地40	前 田 満 子
1 / 672	愛媛県西予市宇和町神領534番地 松葉学園	前 田 千 寿
1 / 672	愛媛県松山市居相 4 丁目18番25号 サービス橋参道307号	前 田 力
1 / 672	京都府京都市西京区御陵内町 1 番地10	湯 浅 小百合
1 / 112	千葉県我孫子市久寺家 2 丁目 1 番 3 号	前 田 基 藏
1 / 112	愛媛県西予市宇和町伊賀上581番地 1	前 田 俊 久
1 / 112	大阪府八尾市高美町 3 丁目 1 番47号	池 田 初 美
1 / 112	大阪府大阪市東淀川区下新庄 3 丁目 5 番 1 - 401号	前 田 明
1 / 112	愛媛県今治市四村14番地 1 四村団地 2 種65号	小 田 レイ子

(9) 登記名義人宮本佐八郎(持分14分の1)法定相続人

持 分	住 所	氏 名
1 / 280	大阪府大阪市住之江区緑木 2 丁目 1 番 1 - 1101号	渡 邊 知登里
1 / 280	京都府八幡市男山竹園 4 番地 - 104 - 302	平 野 京 子
1 / 560	大阪府泉佐野市新安松 3 丁目 3 番13 - 369号	北 川 慶 子
1 / 560	大阪府泉佐野市日根野5952番地の 7	石 原 佐代美
1 / 560	大阪府泉南郡熊取町高田 3 丁目2191番地	甲 田 勝 子
1 / 560	大阪府泉佐野市笠松 2 丁目 8 番26号	安 部 佳 子
1 / 280	愛媛県松山市和気町 2 丁目913番地40	上 野 栄 子
1 / 280	愛媛県松山市小栗 4 丁目 1 番27号 コーキハイツ101号	宮 本 正
1 / 140	兵庫県神戸市北区北五葉 3 丁目 8 番24 - 106号	前 田 チヨ子
1 / 420	愛媛県今治市高部乙105番地の 4	尾 鷹 幸 恵

1 / 420	京都府船井郡京丹波町下山野丸80番地60	杉 本 由 美
1 / 420	兵庫県神戸市兵庫区会下山町2丁目15番6号	宮 本 健 一
1 / 420	兵庫県芦屋市若葉町4番1 - 1443号	宮 本 敏 雄
1 / 420	兵庫県神戸市兵庫区下沢通7丁目1番31号 関西左官ビル204号	宮 本 勝
1 / 140	愛媛県宇和島市津島町岩松丁72番地13	宮 本 ハル子
1 / 140	兵庫県高砂市百合丘121番地の11	松 本 カナ子
1 / 140	大阪府高槻市沢良木町14番8号	堀 田 クニエ
1 / 140	兵庫県神戸市長田区庄田町4丁目2番7号	宮 本 清 馬
1 / 420	岐阜県岐阜市西川手9丁目139番地6	田 島 優 子

(10) 登記名義人山口菊松(持分14分の1)法定相続人

持 分	住 所	氏 名
1 / 70	愛媛県宇和島市津島町岩松丁60番地29	山 口 高 一
1 / 140	大阪府大東市氷野2丁目5番19号	山 口 由 子
1 / 560	北海道札幌市手稲区前田8条9丁目16番1号 ハイツ香202号	浜 野 栄
1 / 560	大阪府大東市氷野2丁目5番19号	山 口 育 雄
1 / 560	兵庫県加古川市尾上町長田173番地の17	山 口 太
1 / 560	大阪府大東市氷野2丁目5番19号	山 口 啓 子
1 / 70	大阪府柏原市国分市場2丁目6番9号	上 野 昌 子
1 / 70	宮城県柴田郡大河原町金ヶ瀬字台部28番地35	菅 野 美 津 子
1 / 70	東京都福生市大字熊川1315番地 都営熊川アパート 8 - 206	山 口 梅 代

(11) 登記名義人山崎新一(持分14分の1)法定相続人

持 分	住 所	氏 名
1 / 154	愛媛県宇和島市川内甲2597番地	薬師神 良 行
1 / 154	愛媛県宇和島市津島町山財886番地	武 田 トミエ
1 / 308	愛媛県宇和島市津島町岩松丁120番地	山 崎 久 美 子
1 / 1540	愛媛県宇和島市津島町岩松丁120番地	山 崎 秀 雄
1 / 1540	福岡県北九州市小倉南区沼緑町四丁目23番1 - 403号	岩 男 緑
1 / 1540	愛媛県宇和島市津島町岩松丁120番地	山 崎 シマ子
1 / 1540	愛媛県宇和島市保手1丁目6番19号	長 瀧 秀 子

1 / 1540	広島県安芸高田市甲田町上甲立1725番地	下 原 道 子
1 / 462	愛知県豊橋市野依台一丁目 9 番地の 8	山 崎 剛
1 / 462	愛媛県宇和島市津島町岩松丁60番地22	山 崎 博 行
1 / 462	大阪府東大阪市大蓮北 3 丁目 7 番 6 号	山 崎 伸 也
1 / 154	愛媛県宇和島市坂下津甲347番地 8 中村住宅	入 江 スミエ
1 / 154	愛媛県宇和島市津島町岩松18番地 1	増 原 トモエ
1 / 154	愛媛県西宇和郡伊方町大浜267番地	明 神 キクラ
1 / 154	高知県幡多郡大月町大字弘見484番地の 4	森 木 松 枝
1 / 154	愛媛県宇和島市津島町下畑地甲429番地	渡 邊 テルミ
1 / 154	大阪府八尾市植松町 4 丁目 8 番17号	山 崎 國 雄
1 / 154	兵庫県神戸市兵庫区新開地 5 丁目 3 番14 - 1004号	川真田 フミ子

(12) 登記名義人河人年雄(持分14分の1)法定相続人

持 分	住 所	氏 名
29 / 6272	愛媛県宇和島市津島町岩松丁158番地	河 人 マサ子
29 / 6272	愛媛県宇和島市津島町岩松丁158番地	河 人 明 美
29 / 3136	愛媛県宇和島市津島町岩松丁167番地	武 田 千代美
29 / 3136	奈良県橿原市川西町76番地 A 2 棟103号	河 人 長 市
29 / 3136	愛媛県宇和島市津島町北灘丁1267番地	浜 田 文 子
29 / 3136	広島県呉市焼山南 1 丁目 9 番 8 号	清 水 登良子
29 / 3136	住所不明 ただし、戸籍の附票の住所 大阪府大阪市東淀川区西淡路 4 丁目16番 5 号	河 人 正 治
29 / 3136	大阪府大阪市東淀川区下新庄 6 丁目16番19号 ハイツ新庄302号	河 人 勝 馬
3 / 448	兵庫県明石市大久保町大窪323番の 1 ライオンズマンション明石大久保 2 - 704号	宮 崎 一 一

(13)

持 分	住 所	氏 名
1 / 14	住所不明 ただし、登記簿上の住所 北宇和郡北灘村丁167番地	山 崎 完 一

(14)

持 分	住 所	氏 名
1 / 14	愛媛県宇和島市津島町岩松丁328番地	大 塚 為 義